

川崎市総合計画有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの川崎の目指すべき方向やそのための取組内容を明らかにする新たな総合計画を策定するにあたり、専門的な意見を聴取することを目的として、川崎市総合計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 新たな総合計画の策定に係る意見具申及び助言に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 有識者会議は、学識経験者10人以内の委員によって組織し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成28年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長は、委員の互選により定め、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 3 座長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第7条 有識者会議は、専門的な領域を検討するため別に部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 有識者会議において、必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 有識者会議の庶務は、総合企画局において処理する。

(設置期間)

第10条 有識者会議の設置は、平成28年3月31日までとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営について必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。